

○議長（吉田敏郎）

日程第５ 認定第５号 決算認定について（給食事業特別会計）の細部説明を担当課長に求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（中戸川進二）

認定第５号 決算認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成３０年度開成町給食事業特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求めます。

令和元年９月３日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、決算書２０１ページをお開きください。

給食事業特別会計歳入歳出決算総額。歳入、歳入予算現額８千９２３万７千円、歳入決算額８千７５３万８千６７８円。歳出、歳出予算現額８千９２３万７千円、歳出決算額８千６９０万１千５７円。歳入歳出差引額６３万７千６２１円、うち基金繰入額０円。

令和元年９月３日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、府川裕一。

１ページをおめくりいただきまして、２０２ページ、２０３ページになります。

歳入です。１款諸収入と２款繰越金の構成となっております。歳入合計といたしまして、予算現額８千９２３万７千円、調定額８千７５５万７千７８円、収入済額８千７５３万８千６７８円、不納欠損額０円、収入未済額１万８千４００円でございます。

次のページ、２０４、２０５ページをおめくりください。

歳出です。１款給食事業費と２款予備費の構成となっております。歳出合計といたしまして、予算現額８千９２３万７千円、支出済額８千６９０万１千５７円、翌年度繰越額０円、不用額２３３万５千９４３円、欄外の歳入歳出差引残額につきましては６３万７千６２１円でございます。

続きまして、本内容について決算書で御説明をいたします。決算書２０８ページ、２０９ページの歳入歳出決算事項別明細書を御覧ください。

歳入です。１款諸収入のうち１項１目給食納付金の現年度分は、各学校・園ともに子ども、教職員、非常勤職員、試食用の給食納付金の収納を行っております。なお、平成３０年度は２名分、４カ月分の未納が発生しておりまして、徴収率は９９．９８％となっております。

滞納繰越分は、０件、０円です。

次に、２項１目雑入は廃食油売却代でございますが、これは給食で使用した廃食油の売却収入でございます。

２款１項１目繰越金、前年度繰越金は、平成２９年度からの繰越金です。

１枚をおめくりいただき、２１０、２１１ページの歳出を御覧ください。

１款給食事業費、１項給食材料費、１目一般管理費は、出納の口座処理上、発生するWEB－FBサービス利用料を支出しております。この費用は、歳入の廃食油売

却代で賄ってございます。

2 目給食材料費は、各学校・園の子ども、教職員、非常勤職員、試食用の給食材料を購入させていただいております。

2 款 1 項 1 目予備費の支出はございません。

次に、決算書 2 1 2 ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額 8 千 7 5 3 万 8 千円、2、歳出総額 8 千 6 9 0 万 1 千円、3、歳入歳出差引額 6 3 万 7 千円、4、翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、いずれも 0 円でございます。5、実質収支額 6 3 万 7 千円、6、実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入額は 0 円でございます。

続きまして、決算書 3 0 4 ページの附属資料を御覧ください。

1 段目、2 段目の表につきましては、前年、平成 2 9 年度決算との比較になります。歳入で 0. 2 % 増、歳出で 0. 1 % 減となっております。

3 段目の表、学校別の給食費月額と年間の給食実施回数でございます。料金改定はなく、内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、4 段目、一番下の表を御覧ください。左の列に平成 3 0 年 5 月 1 日現在の園児数等を記載してございます。前年の同時期比で申し上げますと、園・学校ごとに人数の増減はございますが、全体といたしましては前年同時期から 9 人の増となっております。

説明は以上です。

○議長（吉田敏郎）

認定第 5 号 決算認定について（給食事業特別会計）の細部説明を終了といたします。